

7.10 廃棄物等

7.10.1 現況調査

(1) 文献その他の資料調査

1) 調査項目

調査項目は、廃棄物及び残土の発生量、処理・処分方法としました。

2) 調査方法

調査方法は、既存資料の収集・整理としました。

3) 調査地域・地点

調査地点は、事業計画地としました。

4) 調査時期

調査時期は、最新の既存資料としました。

5) 調査結果

調査結果は、「7.10.2 予測・評価」における表 7.10-1、表 7.10-2及び表 7.10-3に示します。

7.10.2 予測・評価

工事の実施

(1) 廃棄物等の発生

1) 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土の種類、発生量及び処理・処分方法としました。

2) 予測地域・地点

予測地点は、事業計画地としました。

3) 予測時期

予測対象時期は、工事期間全体としました。

4) 予測手法

工事の実施に伴う廃棄物等の発生量は、工事計画を勘案し定量的に予測しました。

5) 予測結果

(a) 解体工事

現南工場の解体工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は、表 7.10-1に示すとおりです。

表 7.10-1 解体工事に伴う廃棄物等の発生量及び処理方法

廃棄物等の種類	発生量	処理方法
ガラスくず・陶磁器くず	400t	最終処分
廃プラスチック	30t	再資源化又は焼却処理若しくは最終処分
金属くず（機械類スクラップ含む）	2,200t	再資源化
アスベスト類	300t	最終処分
コンクリートがら	8,300t	再資源化
アスファルトがら	200t	再資源化
耐火物	100t	最終処分
その他	500t	再資源化又は焼却処理若しくは最終処分

注1：その他とは、がれき類、木材、可燃物を示します。

注2：上記のほか、汚泥が発生する可能性があります、状況に応じて再資源化や埋立処分を行います。

(b) 建設工事

新南工場の建設工事（造成工事及び建築工事）に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は表 7.10-2に示すとおりです。

表 7.10-2 建設工事（造成工事及び建築工事）に伴う廃棄物等の発生量及び処理方法

廃棄物等の種類		発生量	処理方法
廃棄物	ガラスくず・陶磁器くず	20t	最終処分
	廃プラスチック	40t	再資源化又は焼却処理若しくは最終処分
	金属くず	50t	再資源化
	繊維くず	1t	焼却処理
	木くず	100t	再資源化又は焼却処理
	紙くず	3t	再資源化
	コンクリートがら	200t	再資源化
	アスファルトがら	10t	再資源化
発生残土処分		0m ³	発生土6,500m ³ すべて場内再利用

注1：汚染土壌が発生した場合は、「土壌汚染対策法」を遵守し、適切に処理します。

注2：汚染土壌の発生に伴い、発生土量が減少する可能性があります。

6) 環境保全措置

(a) 解体工事

環境への影響を低減するため、以下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・解体工事においては「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、発生した廃棄物は、徹底分別を実施し、再資源化します。
- ・上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。

(b) 建設工事

環境への影響を低減するため、下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する建設資材（コンクリート型枠等）は、可能な限り再使用し、木くず発生を抑制します。
- ・建設工事（造成工事及び建築工事）に使用する資材・機材等については、業者と調整し、省梱包化を図り、廃棄物発生量を抑制します。
- ・建設資材は、再資源化しやすいものを使用し、解体時の廃棄物発生量を抑制します。
- ・建設工事（造成工事及び建築工事）は、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」を遵守し、発生した廃棄物は、徹底分別し、再資源化します。
- ・建設発生残土は、埋戻し、盛土用の土として再利用します。
- ・上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適切に処理します。

7) 評価

解体工事及び建設工事に伴う廃棄物等については、環境保全措置に示す発生抑制、再資源化、適正処理を実施する計画であり、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価します。

施設の供用

(2) 廃棄物の発生

1) 予測項目

予測項目は、施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類、発生量及び処理・処分方法としました。

2) 予測地域・地点

予測地点は、事業計画地としました。

3) 予測時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常状態となる時期としました。

4) 予測手法

施設の供用に伴う廃棄物等の発生量は、施設の供用に係る計画を勘案し定量的に予測しました。

5) 予測結果

焼却処理に伴う廃棄物等の種類ごとの発生量及び処理方法は、表 7.10-3に示すとおりです。

表 7.10-3 焼却処理に伴う廃棄物の発生量

種 別	発生量 (t/年)	処理等の方法
焼却灰	7,334	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「ダイオキシン類対策特別措置法」を遵守し、国が定めた安定化処理を行った後、最終処分する。
集じん灰	3,486	

6) 環境保全措置

環境への影響を低減するため、以下の環境保全措置を実施します。

【環境保全措置】

- ・ 燃焼管理により焼却灰や集じん灰の発生を抑制します。
- ・ 焼却灰については、最終処分基準を設定し、集じん灰に含まれる重金属類は、薬剤固化等により溶出防止の処理を行ったのち搬出を行います。
- ・ 焼却灰からの鉄くずの回収を行い、再資源化することで廃棄物発生量を抑制します。
- ・ 上記の環境保全措置を実施した上でやむを得ず発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等を遵守し、適切に処理します。

7) 評価

施設の供用に伴う廃棄物については、環境保全措置に示す燃焼管理、最終処分基準の設定、溶出防止処理、鉄くずの回収及び再資源化を実施する計画であり、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと評価します。